



がんプロフェッショナル養成プラン 緩和医療専門医養成コース

「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランとは

がんは、我が国の死因第一位の疾患であり、生涯のうちに約2人に1人が、がんにかかるると推計されるなど、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっており、新たながん対策が求められています。

「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランは、大学間の連携による「がん医療人材養成拠点」において、各大学の特色を生かした教育プログラムを構築し、優れた「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」を養成することで、我が国におけるがん医療の一層の推進を目的としています。

和歌山県立医科大学は、大阪大学を中心に、兵庫県立大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、森ノ宮医療大学と共同でこの養成プランを実施しており、これら6大学がそれぞれの特徴を生かして連携することにより、がん専門医療人材を養成し、地域のがん医療の向上を図ることを目的としています。

本学には、従来より、緩和医療専門医養成コース、がん薬物療法専門医養成コース、がん看護専門看護師養成コースが設置されていますが、令和5年度には病理診断科育成コース、がん医療ビッグデータ活用ベーシックコース（インテンシブコース）が、令和6年度よりがんリハビリテーション看護インテンシブコースが、令和7年度には薬学部のがん薬剤師養成コースが新たに開設され、さらに充実した研修内容となっています。

大学院生募集

令和8年度 公立大学法人和歌山県立医科大学
大学院 医学薬学総合研究科（博士課程）
緩和医療専門医養成コース



【募集要項】

1. 入 学 期 日：令和8年4月1日
2. 募 集 人 員：若干名
3. 入学志願者資格：大学の医学を履修する課程を卒業した者、又は令和8年3月までに卒業見込みの者、又は同等以上の学力があると認められた者
4. 出 願 手 続：出願者は、所定の提出書類を取り揃えて本学学生課に提出すること。
5. 学 費 等：入学金 282,000 円 授業料 535,800 円（毎年5月、11月の2回に分納する。）他
6. 受付及び試験

事務取扱場所：〒641-8509 和歌山市紀三井寺 811-1

和歌山県立医科大学学生課入試学務班 TEL (073) 441-0702

詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/daigakuin-sougou/boshuyoukou.html>



和歌山県立医科大学附属病院は都道府県がん診療連携拠点病院であり、緩和ケアセンターは、「緩和ケア病棟」、「緩和ケアチーム」、「緩和ケア外来・がん看護相談外来」、の3つの診療体制をとっています。がん診断時から外来・入院でのがん治療中さらに終末期もしくはがん治療後合併症が残るサバイバーのフォローに至る切れ間ない患者のライフサイクルに適した緩和ケアを学ぶことが出来ます。また、麻酔科ペインクリニックとの連携によって、各種ブロック（腹腔神経叢ブロック・内臓神経ブロック・脊髄鎮痛法など）の適応・手技・管理を習得できます。腫瘍センター・骨転移がんセンターボードに参加することで早期の再発・転移の発見と集学的治療を学ぶことが出来ます。在宅療養に関しては患者支援センターとの連携によってかかりつけ医や訪問看護ステーションとの連携を密に持ち、患者／家族が望む療養場所での療養を可能にすることの意味を学ぶことが可能です。

コースで養成する人材像

がん診断時から看取りまで患者のライフステージに応じた患者・家族が必要とする苦痛緩和を適切に判断して他職種と連携・協力することで質の高い療養生活を提供できる人材。身体症状、特に痛み治療については神経ブロックならびに放射線療法の適応判断が適切に出来、医療用麻薬を中心にした薬物療法に高い専門性を発揮できる人材。そのうえでスピリチュアルな苦痛を含む全人的なケアを最終末期まで提供出来る人材。施設内（病院内）医療だけではなく在宅を含む患者の望む療養場所での QOL 向上を提供できる人材。

本プランで学ぶこと

- 緩和医療における身体的症状緩和に関すること
- 終末期に出現するスピリチュアルペインのアセスメント方法
- 在宅ホスピス普及に対する教育機関の関与に関すること
- オピオイドの副作用に対すること
- 緩和医療に対する満足度に関すること

【履修計画】

1 年次

共通科目【合計 3 単位】
ベーシック科目【合計 5 単位以上】
専門科目【合計 5 単位以上】
特別科目（総合医療医学特別演習Ⅰ「緩和医療学」）【合計 2 単位】

2 年次

特別科目（総合医療医学特別演習Ⅱ「緩和医療学」）【合計 2 単位】
副科目 1・2【合計 4 単位】

1～4 年次

特別科目（総合医療医学特別研究「緩和医療学」）【合計 14 単位】



第4期がん対策推進基本計画において、「がん医療」分野で、「適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す」ために、がんと診断された時からの緩和ケアを推進することが提唱されています。また「がんとの共生」分野では「がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す」ために社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援が必要とされています。これらの専門的な緩和ケアを提供できる人材が求められています。

指導教授 : 教授 川股 知之

コース責任者 : 准教授 月山 淑

スタッフ : 講師 栗山 俊之



日本緩和医療学会
指導医 代議員

日本ペインクリニック学会
専門医 評議員

日本麻酔科学会
専門医

がん医療の進歩により、多くの患者さんが長期間にわたり治療を受けながら生活を続けられるようになりました。その一方で、身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな苦痛に寄り添う「緩和医療」の重要性はますます高まっています。

本コースでは、がん診療の現場で患者さんご家族の生活の質（QOL）向上に貢献できる緩和医療専門医の育成を目指しています。医学的知識や技術に加え、倫理的な感受性、コミュニケーション能力、多職種との連携を実践する力を重視した教育プログラムを提供しています。

当院の緩和ケア体制は、以下の3つの柱で構成されています。

1. 緩和ケア外来

外来通院中のがん患者に対して緩和ケアを提供しており、年間延べ約750名の患者に身体症状や精神症状の緩和を行っています。痛みの治療では薬物療法に加え、腹腔神経叢ブロックやくも膜下ブロックなどの神経ブロックも積極的に取り入れています。

2. 緩和ケアチーム

がん治療で入院中の患者に対し、「早期からの緩和ケア」を実践しています。チームは、緩和医療専門医2名（うち1名は日本ペインクリニック学会専門医、もう1名は日本内科学会認定内科医）、日本精神神経学会専門医、がん性疼痛看護認定看護師、がん看護専門看護師、乳がん看護認定看護師、薬剤師、公認心理師、医療ソーシャルワーカーの各1名で構成され、年間約350件の紹介に対して直接介入を行っています。

3. 緩和ケア病棟

3床で運営しており、年間約45名の患者を受け入れています。緩和ケア病棟入院料の施設基準は満たしていないものの、平均在院日数は約10日と短く、在宅緩和ケアを行う地域の医師と密に連携しながら、きめ細かいケアを実践しています。

このように当院では、「がんと診断された時から死を迎えるまで」のすべての時期における緩和ケアを経験できます。さらに、緩和ケアに関する臨床研究にも積極的に取り組んでおり、特定臨床研究や観察研究も進行しています。

本コースでの研修は、緩和医療専門医を志す皆さんにとって、実り多く充実したものになると確信しています。ぜひ、私たちとともに緩和ケアの実践と学びを深めていきましょう。

がんプロ大学院生募集中!

コース概要

研究科	医学薬学総合研究科
専攻名	生命医療学専攻
養成する専門分野	緩和医療専門医
人数	若干名
修業年	4年（長期履修制度あり）
授与する学位	博士（医学）

取得が見込まれる資格

認定学会名	日本緩和医療学会
資格名	緩和医療専門医
資格条件	

1. 日本国の医師免許を有する者
2. 5年以上の緩和医療の臨床経験を有する者または「がんプロフェッショナル養成プラン緩和医療専門医コース」を修了した者または19基本領域学会専門医資格を取得した者
3. 本学会が認定する基幹施設・連携施設・認定研修施設（旧制度）において2年以上の緩和医療の臨床研修を修了した者*
4. 下記①～②の条件を満たし、自ら緩和医療を担当した20例の症例報告を提出すること*
 - ①全例が基幹施設・連携施設・認定研修施設（旧制度）の症例であること
 - ②20例のうち、「痛み」「身体症状（痛み以外）」「精神症状」「せん妄」「苦痛緩和のための鎮静」「社会的な関わり」「スピリチュアルな関わり」を中心とした症例が1例ずつ以上あること（症例はがん疾患に限らない）
5. 緩和ケア研修会（PEACE project）または、緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了していること
6. 下記のいずれか1つの業績を有すること
 - a) 緩和医療に関する筆頭著者の原著論文（査読付き／共著不可）
 - b) 緩和医療に関する筆頭著者の症例報告（査読付き／共著不可）
 - c) 本学会学会誌での筆頭著者の活動報告
 - d) 本学会（学術大会**）での筆頭演者の一般演題発表（口演あるいはポスター発表）※シンポジウムや教育講演、ランチョンセミナー等は不可
7. 本学会主催の教育セミナーを1回以上受講していること*
8. 申請時点で2年以上継続して本学会会員であり、当該年度の会費および専門医審査料を納めていること

*申請年より遡って5年以内のものとする

**支部学術大会は該当しない